



出店要項

4月



令和 8 年 春 版



～ 鹿島台瓦市運営委員会 ～

目 次

開催概要	1
出店の流れ（前回出店者）	2
出店の流れ（新規出店希望者）	3
出店申込詳細	4
出店概要	5
テントについて	5
商品について	6
電気・水について	6
衛生・清掃・ごみ処理について	6
物品の搬入・搬出について	6
その他	8

はじめに



鹿島台互市運営委員会では、大崎市鹿島台互市を春（4月10日～12日の3日間）と秋（11月10日～12日の3日間）の年2回開催しています。

つきましては、出店者を募集します。申し込みは、開催3日間出店できる方に限ります。

また、互市運営委員会としては、花木・種苗、木・竹製品、農産加工品等の地場産品を中心とした出店を希望します。

出店を希望される方は、この要項を御精読いただき、内容を了承した上、お申込みください。



＜問い合わせ先＞

鹿島台互市運営委員会事務局

〒989-4192 宮城県大崎市鹿島台平渡字上戸下26番地2

大崎市鹿島台総合支所地域振興課内 農林商工担当

TEL: 0229-56-7111 / FAX: 0229-56-4062

e-mail: k-chiiki@city.osaki.miyagi.jp



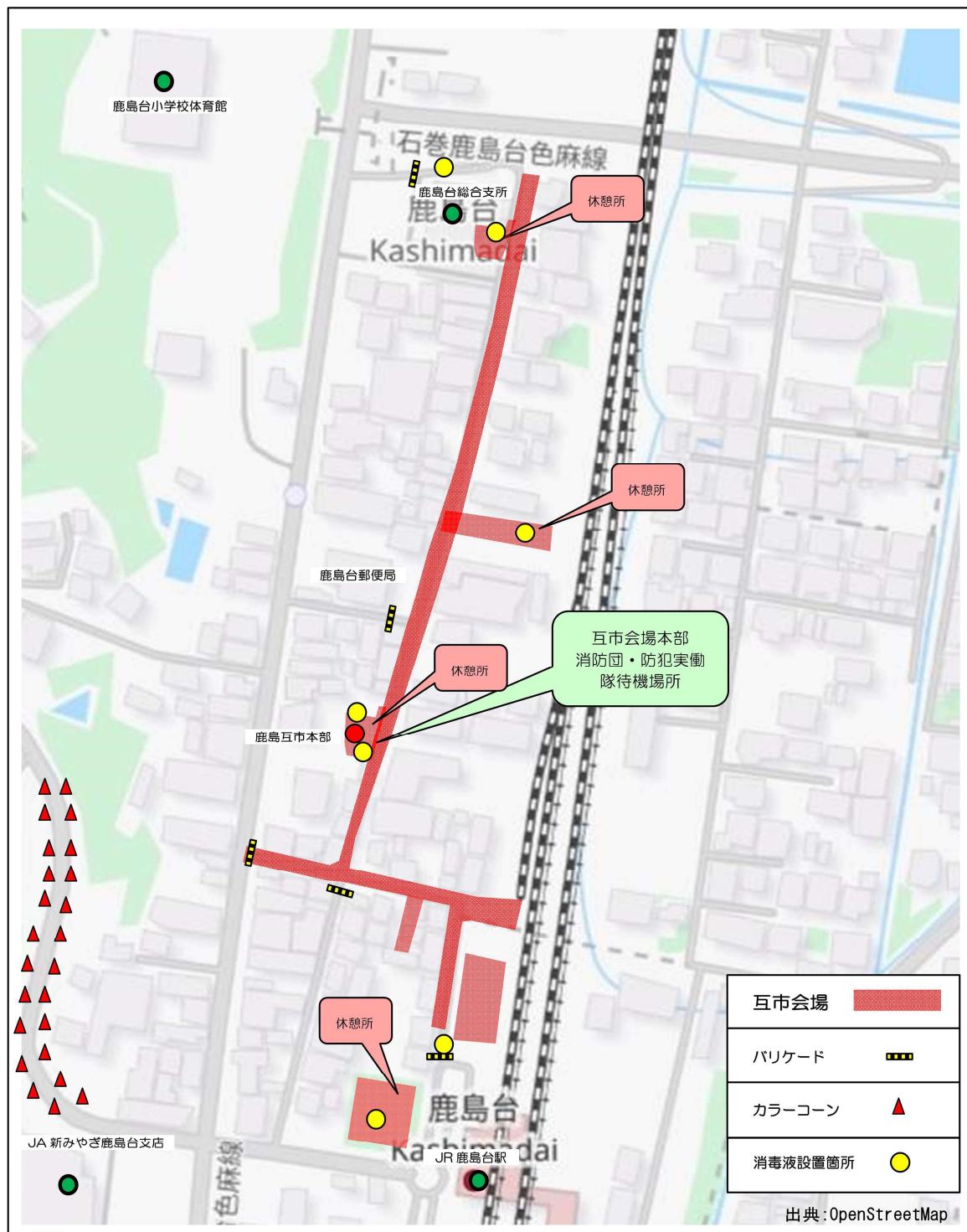
開催概要

開催日 令和8年4月10日（金）・11日（土）・12日（日）

開催時間 午前9時（開店）～午後4時（閉店） ※荒天による変更の場合あり

開催場所 昭和通り（鹿島台総合支所から鹿島台駅までの区間）等

鹿島台互市会場図



《前回出店者》 出店までの流れ

【出店案内送付】

互市運営委員会事務局から出店案内を送ります。



【出店申込】 **！期限厳守！**

①申込書, ②誓約書, ③警察署提出書類（暴力団排除） の提出

（提出方法）①郵送, ②メール, ③事務局へ直接持参

※FAX, 申込書画像送付は不可。メールの場合は書類を PDF 形式提出または大崎市 HP（下記 URL）よりダウンロードの上提出してください。

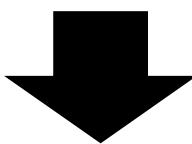
<https://www.city.osaki.miagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kashimadaisogoushisho/chiikishinkoka/1/3/2617.html>

詳細の出店要綱と出店申込書（大崎市 HP に掲載）



【出店決定】

（郵送またはメール）出店決定のお知らせ、出店料支払期限のお知らせ送付

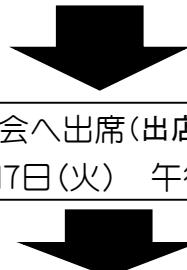
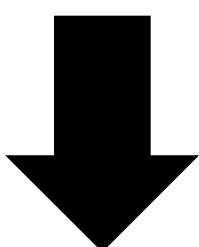


【出店料】 **！期限厳守！**

出店料の支払い（振込可。振込手数料は、出店者側で負担。）

申込時「メールアドレス」
記載 **あり** の場合

申込時「メールアドレス」
記載 **なし** の場合



出店者説明会へ出席（出店料の支払い可）
令和8年2月17日（火）午後



【必要書類等交付】

出店許可書等必要書類の交付

- ・出店料を振込した場合 → 出店許可証等は当日配布。事前に必要な方には郵送可。
- ・出店料を持参した場合 → その場で交付。

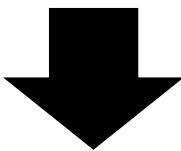


出 店

《新規出店希望者》 出店までの流れ

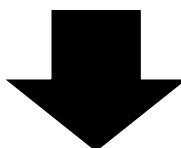
【出店希望】※必ず事務局にお問い合わせください。

- ・大崎市ウェブサイトから用紙をダウンロードする。



【仮申込】 **！期限厳守！**

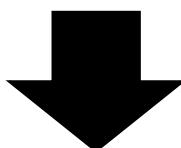
新規出店申込書に必要事項を記入の上、郵送、事務局へ持参、メール等により提出。



【出店の可否決定】

出店可の場合は、本申込に必要な書類をメール等で送ります。

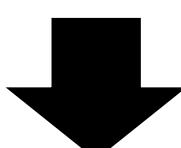
出店不可の場合は、不可である旨メール等で連絡。



【出店者説明会（令和8年2月17日 午後）への出席】 **！必須！**

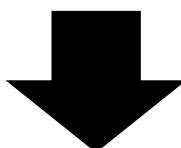
①出店料、②申込書、③誓約書、④露店（テント）サイズ報告書、

⑤警察署提出書類を持参。



【必要書類等交付】

出店者説明会で、出店許可書等必要書類を交付します。



出 店

出店申込 詳細

- 申込方法 ①申込書, ②誓約書, ③警察署提出書類 を提出
提出方法 ①郵送, ②メール, ③事務局へ持参。
※FAXと画像送付は、不可。

- 締切日 令和8年2月6日（金）午後5時必着

※申し込みがなかった方へ事務局から出店意思があるかの確認は行いません。

- 出店区画 1コマは、間口3.0m, 奥行1.8m。

テント形式の出店のみ キッチンカー形式は不可×

禁止事項

- ①区画外へのはみ出しや区画外での呼び込み行為
②互市出店者以外に関するセールス

- 出店料（1コマ／3日間） ※出店者1名につき希望コマ数は、**2コマ**を上限とします。

区分	出店料	内訳
大崎市内	11,000円	協力金8,000円+使用料3,000円
大崎市外	12,000円	協力金9,000円+使用料3,000円

【備考】

※1 納入期限は、後日別途案内します。申込と同時に支払わないでください。

※2 納入後、主催者の判断により「中止」とした際には、協力金のみを返金いたします。ただし、自己都合により出店を取りやめた場合は、返金しませんのでご了承ください。

【留意事項】

- 個人での申し込みを原則とします。ただし、団体（市の会、八百屋市）・仙北街商組合につきましては、その代表者が出店者ごとの申込書を取りまとめて提出。
- 暴力団関係者等は申込みできません。
- 必要書類は、記載する場合は消えないペンで丁寧かつ正確に記入してください。また、署名・押印は、必ず本人がしてください。
- 申し込みされても、希望通り出店できるとは限りませんのであらかじめご了承ください。
- 必要書類に不備等がある場合は、訂正を求める場合があります。この場合においても、期限を厳守してください。
- 出店に必要なもの（水、電気、火気類等）は、出店者が各自準備すること。
- 申込みは開催日毎、営業時間終了後テントを道路端に寄せ、屋根の前面部をたたみ危険物（LPガスボンベ、ガソリン、軽油入り携行缶、着火済練炭、炭など）を毎日搬入出できる方に限ります。
- 互市運営委員会の決定事項及び指示等に従わない場合は、出店決定後でも出店を取り消す場合があります。出店取消の場合、次回からの出店をお断りします。また、無断で出店を取りやめた場合も次回からの出店をお断りする場合があります。

【アルコール類の販売をされる方へ】 ※新規出店で販売できるお酒は地酒やクラフトビールに限定
瓶や缶の栓を抜かずに販売される場合は、税務署への「期限付酒類小売業免許届出書」が必要となります。

出店概要

●スケジュール

時間	初日	2日目	最終日
6:00 ～7:50		物品の搬入	
7:50		全車両会場外へ移動完了	
8:00		テント設営・出店準備	
8:30	許可証交付		
9:00 ～ 16:00	消防 査察 ※消火器の点検をしやすいように事前に前に配置すること。	営業開始	交通規制
16:00		営業終了・テント移動	
16:30			
17:00	規制解除	物品搬出	車両進入 許可
18:00		解散	撤去完了
			規制解除

●交通規制時間

交通規制内容：互市開催地内車両進入禁止（緊急車両除く）

日時	交通規制開始	交通規制解除	出店者物品等搬出時間
初日			
2日間	午前8時	午後5時	午後5時以降
最終日		午後6時	午後4時30分～午後6時の間

※天候等により規制時間が変更となる場合は、場内放送でお知らせします。

開催時間及び交通規制の時間を厳守すること。

テントについて

- ・テントは各自準備することとし、容易に移動できるものであり、指定コマからはみ出して設置しないこと。また、必ず重りを置いてください。
- ・テントの組立・設置は、交通規制開始後の午前8時以降に実施すること。
- ・営業の際は、必ず互市運営委員会が交付する「互市出店許可書」を掲示すること。互市終了後、出店許可書は回収しませんので各自持ち帰り、廃棄してください。
- ・営業時間終了後のテントは出来る限り道路端へ移動し、屋根の前部をたたみ、歩行者及び車両の通行の妨げにならないようにすること。（※緊急車両の通行を妨げないこと）また、のぼり等についても通行の邪魔にならないように片付けること。

※「道路上にテントを設置したままで3日間開催する旨」、道路使用許可されています。テントを適正に移動せず、車両及び歩行者の通行を阻害することがあれば当該許可は取り消され、開催日毎（3日間とも）テント、物品を開催地外へ搬出し、翌朝、再搬入することになりますので充分ご注意下さい。

商品 について

- ・食品の販売に当たっては、事前に食品衛生法に基づく営業届を提出し、「営業許可証」を掲示すること。
- ・前日調理した余りものを、翌日に提供することは禁止します。
- ・販売する商品の品質、衛生管理、保管は出店者各自の責任とし、特に鮮度管理及び温度管理を徹底して下さい。
 - 苦情主には出店者の連絡先を教えますので、ご了承下さい。
 - 過失により食中毒を起こした場合は、今後の出店をお断りします。
- ※出来る限り、商品の包装資材へ店舗名、代表者名、住所、連絡先を記入して下さい。
- ・虚偽の表示（特に数量）は禁止します。
- ・テイクアウトしやすい形で販売すること（休憩所を4箇所設けますので、案内にご協力ください）。

電力・水について

電気・水等は、各自準備すること。なお、電気コードは道路を横断させないこと。

※電気機器類は、雨水等で濡れるおそれがあることから、防水性能を有するものを使用すること。

※周辺住民宅から借用する場合は、各自で交渉を行ってください。互市運営委員会で周辺住民の情報は教えることができませんし、個別の交渉はしません。

衛生・清掃・ごみ処理について

- ・自身のこまめな手指消毒・手洗い等を徹底し、お客様が触れる部分やテント内共有物についても定期的な消毒をお願いします。
- ・ごみは各自で持ち帰ることとし、出店区画及びその周辺の清掃を行ってください。油・飲食物等で汚れた場合は、責任をもって除去してください。必要に応じてブルーシートを敷いてください。
- ・出店区画内及びその周辺、排水溝等にごみ・油・残渣等を廃棄しないでください。

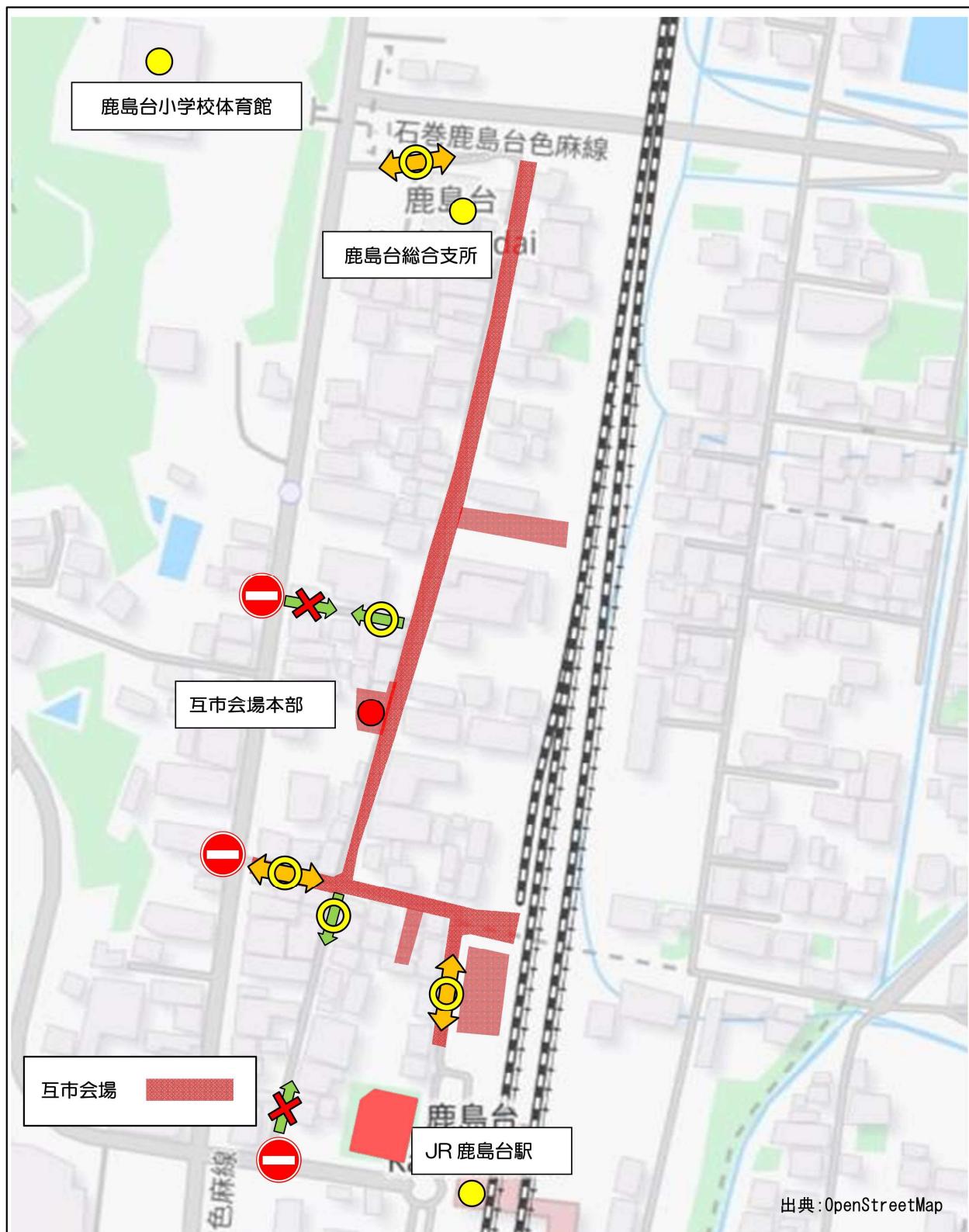
物品の搬入・搬出について

- ・物品は、開催前日に搬入できません。
- ・物品等の搬入車両は、全日午前7時50分までに開催地外へ移動すること。
- ・ガード（駅東口）より物品を搬出入する際には、住民等の通行に支障をきたさないこと。
- ・物品の搬出については、初日及び2日目は交通規制が解除される午後5時以降に行うこと。
- ・最終日は、交通規制中の午後4時30分から開催地内へ車両を進入させ、交通規制が解除される午後6時までに物品の積込、清掃等を終え開催地外へ車両を移動すること。

※最終日、会場への進入について

- ・「進入許可書」（ピンク色）を掲示している車両のみ進入を許可します。「進入許可書」は、必要な枚数を配布します。開催地内へ進入する車両は、必ずダッシュボード等へ掲示すること。
- ・交通誘導員を会場に配置しますので、誘導員の指示に従って車両を移動させてください。
- ・混乱を避けるため会場への進入口を制限します。（進入口は次ページのとおり）
- ・鹿島台総合支所駐車場への駐車は禁止します。

互市会場車両進入図（最終日 16:30～18:00）



●防犯防災の徹底

- ・発電機の使用については、使用方法に基づき適正に行うこと。特にエンジンをかけたままの給油等の危険な行為は絶対に行わないこと。
- ・開催日毎、営業終了後、プロパンガス、燃料入り携行缶、着火済炭等は開催地外へ搬出し翌日の営業開始時間前に搬入のこと。
また、火気使用店舗において、営業終了後ブルーシート等で被う場合は、火気器具の温度がしっかりと下がっていることを確認すること。
- ・ガスの取り扱いについては厳重に行うこと。使用前にホース等はきちんと点検し劣化したものは絶対に使用しないこと。
- ・火気を取り扱う出店者は、消火器を必ず設置すること（使用期限に注意）。※次ページ参照
- ・照明のため電球を使用する場合には、必ず被いをつけること。
- ・防火、防犯等の観点から、午後5時から翌朝午前6時までの間、警備2名が1時間ごとに関催地内を巡回。

●出店者の駐車場について

- ・出店関連の車両（運搬車、従業員の車両等）駐車場は、各出店者が準備するものとし、一般駐車場、官公庁施設、空地等への駐車は厳禁。
- ・申込書に記載した駐車場に駐車すること。変更の場合は、互市運営委員会へ報告すること。

●注意事項

- ・周辺地域の住民に、異臭、騒音、振動、ごみ等で迷惑をかけないこと。
- ・出店にかかる保険などは、各自で加入ください。
- ・開催期間中に出店することが困難となった場合は、互市運営委員会事務局へ報告すること。その際、納入された協力金等は返金しません。
- ・喫煙マナーの徹底、遵守。
- ・販売責任者は、自身及び従事者の体調管理に気を付けること。その際、体調不良（下痢、嘔吐、発疹）や37.5℃以上の発熱があった場合は出店しないこと。
- ・各種記録等のため、事務局で出店状況の写真を撮影します。

●シャトルバスの運行について

- ・発着所は、下記のとおりとする。

鎌田記念ホール ⇄ JR鹿島台駅東口

- ・始発 8:45 (鎌田記念ホール → JR鹿島台駅東口)
最終 16:10 (JR鹿島台駅東口 → 鎌田記念ホール)

露店 を出される皆さんへ

火気器具には消火器の準備を忘れずに！

消火器の準備はOK♪

原則、火気器具ごとに消火器が1本必要です。

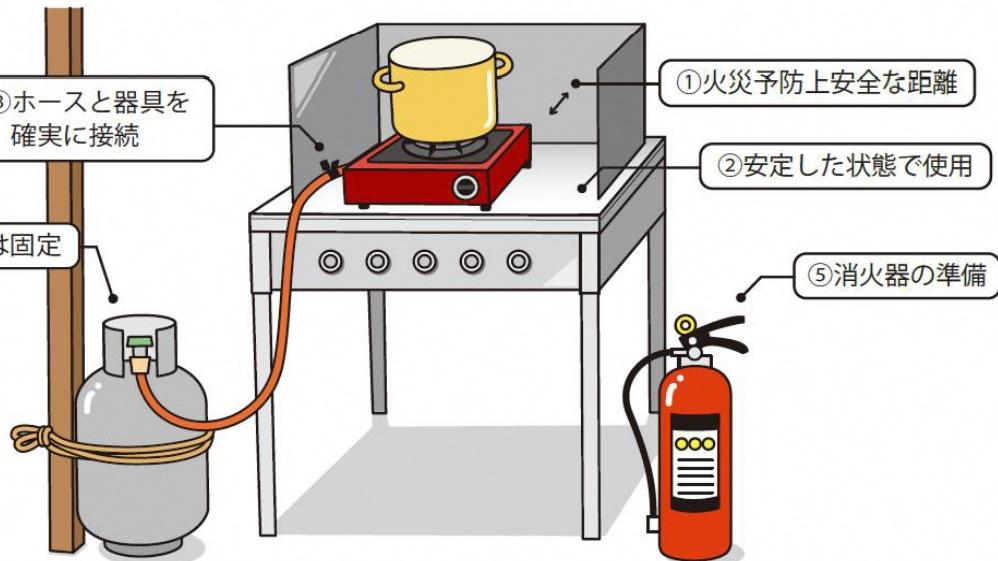
ただし、1ブース・店構えの中に複数の火気器具を用いる場合は、1ブース・店構えごとに準備しても構いません。

また、いざという時のために使用方法を必ず確認しておきましょう。

コンロ・ストーブ・ホットプレート・携帯発電機など

火気器具の取扱い

チェックポイント！



① 火災予防上安全な距離をとりましょう

火気器具は、建築物や可燃性の物品から火災予防上安全な距離（ガスコンロの場合 15cm）を保ちましょう。火気器具の周囲は、整理及び清掃に努めるとともに燃料などその他の可燃物を放置してはいけません。また、可燃物で風除けを作ってはいけません。

② 安定した場所で使用しましょう

③ ホースは大丈夫？

ガスホースは、ガス漏れを防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、ひび割れや亀裂等がないか使用前に点検をしてください。

④ ガスボンベは固定

ボンベは火気器具の熱を受ける場所や直射日光の当たる場所は避け、みだりに人が近づかないよう、目の届く範囲に置きましょう。倒れないよう固定物に固定し、絶対に横置きをしてはいけません。（必要以上のボンベは置かないようにしましょう！）

⑤ 消火器は絶対！必要

★ 1本のボンベから2以上の器具に分岐して LP ガスを供給しない。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合この限りではない。

★ 2日間以上にわたって開設する場合は、ガスボンベやガソリンなどの燃料を放置しないよう、管理を徹底してください。

火気器具の例

【液体燃料を使用する器具の具体例】



発電機



ストーブ

【固体燃料を使用する器具の具体例】



バーベキューコンロ



七輪

【気体燃料を使用する器具の具体例】



カセットコンロ



タコ焼き器

【電気を熱源とする器具の具体例】



ホットプレート

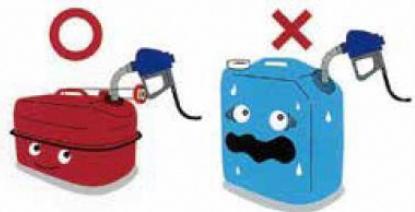


フライヤー

ガソリンの取扱い

容器について

灯油用ポリエチレン容器にガソリンを入れることは、静電気の発生による引火の可能性が高いため大変危険です。必ず消防法令により定められた金属製携行缶等を使用してください。



左のラベルが貼られた金属製携行缶等は、消防法令で定められた基準に適合していることが確認されています。

補給時の注意

ガソリン補給時はエンジン停止！



事前に、発電機などに燃料等を十分に給油し、露店等の開設中に燃料の補給の必要がないようにしてください。

やむをえず発電機などに補給する時は、エンジンを停止してください。

細心の注意を払うとともに、近くに人や火気のない安全な場所で、開口前の事前のエア抜き（圧力調整ネジの操作など）をして取扱いには注意してください。

なお、特に夏季は、ガソリン温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性がありますから、吹きこぼしが起こらないように注意してください。

保管時の注意

火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所で保管することが必要です。静電気による着火を防ぐために、消防法令で定められた金属製携行缶等で貯蔵するとともに、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぎましょう。

